

報告事項

①令和 7 年度事業報告について

令和 7 年度 事業報告

概 要

令和 7 年度は、活動指針の「第 2 次中期計画」に沿って定めた事業計画に基づき、会員の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉向上を目指してシルバー事業を展開してまいりました。

請負事業では、夏の猛暑や会員数の減少、高齢化などの影響はありましたが、受注件数、実績は順調に伸びています。派遣事業では、公共施設管理などが増え、前年度を大きく上回る実績を上げています。

令和 6 年 11 月のフリーランス法施行に当たっては、法の趣旨や会員が個人事業主であることを踏まえ、契約方法の見直し準備を行い、会員や受注者への周知に努めました。

事業実績については、会員は 455 名（対前年度比 12 名減少）、契約金額 211,523 千円（請負 143,772 千円、派遣 67,751 千円）対前年度比 107.5%、就業率 84.8%の実績となりました。

前年に続き異常気象となった夏の猛暑などにより作業効率の悪い労働環境下での就業であったにもかかわらず、一定の実績をあげることができました。

会員、役員、職員一丸となって業績の進展に努力した結果、請負、派遣ともに昨年度を上回る数字を残すことができました。会員の皆様に感謝申し上げます。

次に、事業実施状況について報告いたします。

1. 就業機会の確保

- ① 会員が希望する就業を提供するため、会員と役職員が一体となって公共・企業・各種団体等の訪問を行いました。
- ② 基盤強化では、就業機会創出員 29 名を配置して新規の受注並びに受注の継続に努めました。
- ③ 住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指して、要援護高

齢者、一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯で、在宅での生活を支援するため高齢者生活援助サービス「支え合い地域づくり事業」を実施しています。また平成31年3月から真庭市の委託を受け介護予防・日常生活支援総合事業「お助け訪問事業」に取り組み、令和7年度末の利用登録者20名（利用者数延べ260名）で、就業延人員は1,117名でした。

- ④ 公共施設等の管理業務に会員を派遣しており、事業拡大につながっています。

2. 会員加入の促進と組織強化

- ① 入会説明会を4月に4会場で開催し、多くの方に参加いただき会員拡大につながっています。
- ② 女性会員の加入促進のため、先進地である井原市シルバー人材センターの視察研修、シルボンヌ香川へ参加や女性限定の女子会等を行いました。
- ③ 就業機会の公平化を図るためにローテーション就業に取り組みました。
- ④ 会員の親睦を図るため、親睦旅行、ゴルフコンペを開催しました。会員増強と「楽しむシルバー人材センター」を目指し活動を展開しました。
- ⑤ シニアパートナー制度、新規会員加入者の会費の減免などを取り入れ、新規加入者の促進を図りました。

3. 普及啓発活動の推進

- ① 機関紙「シルバーまにわ」（全戸配布3回、会員配布1回）を発行し、仕事の紹介・募集、行事・会議のお知らせ、会員募集案内等を掲載して周知に務めました。
- ② 普及啓発促進月間（10月）に合わせて、公共施設等の剪定、草刈り等のボランティア活動等を支所単位で行いました。
- ③ 活動については、ケーブルテレビ、新聞社など報道機関を通じて地域住民に周知し、シルバー人材センターの理解に努めました。
- ④ シルバー人材センターのホームページ、Instagramを随時更新して、情報提供に努めています。

4. 安全・適正就業の推進

- ① 就業の基本は安全就業であり、事故の未然防止を図るために年間事業

計画に基づき、安全就業の周知を行いました。

- ② 岡山県シルバー人材センター連合会とともに安全・適正就業委員による就業現場パトロールを夏に実施し、安全用具の着装の徹底を図りました。
- ③ 今年度の事故発生件数は、傷害事故 9 件、物損事故 9 件が発生しました。事故の撲滅に向けて注意喚起と安全講習会を開催しました。
- ④ 就業途上の交通事故防止の意識高揚を図るため、「無事故・無違反チャレンジ 200 日」に 2 チーム参加し、無事故・無違反を達成できました。

5. 会員の技能向上の推進

- ① 連合会主催の講習会、就業体験事業等に多くの会員が受講し、技能の向上に努めました。

6. 有料職業紹介の実施

有料職業紹介の実績はありませんでした。

7. 派遣事業の実施

真庭市等の公共事業は 23 件、民間企業は 5 件の受注があり、就業延べ人員は 9,581 人、契約金額は 67,751 千円となり、昨年度より、12,134 千円増額となりました。

附属明細書

令和 7 年度事業報告書には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

以 上